

令和六年国家公安委員会・国土交通省令第一号

国家公安委員会・国土交通省関係自動車運
転代行業の業務の適正化に関する法律施行

規則

デジタル社会の形成を図るための規制改革を推
進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を
改正する法律（令和五年法律第六十三号）の施行
に伴い、及び自動車運転代行業の業務の適正化に
関する法律（平成十三年法律第五十七号）第六条
第一項の規定に基づき、国家公安委員会・国土交
通省関係自動車運転代行業の業務の適正化に関す
る法律施行規則を次のように定める。

自動車運転代行業の業務の適正化に関する法

律（第一号において「法」という。）第六条第

一項の国家公安委員会規則・国土交通省令で定
める場合は、次の各号のいずれかに該当する場
合とする。

一 法第二条第七項に規定する随伴用自動車の台
数が一台以下である場合

二 当該自動車運転代行業者が管理するウェブサ
イトを有していない場合

附 則

この命令は、デジタル社会の形成を図るため
の規制改革を推進するためのデジタル社会形成
基本法等の一部を改正する法律の施行の日（令
和六年四月一日）から施行する。